

「芦屋町観光基本構想推進委員会委員」公募要領

1 趣旨

芦屋町観光基本構想に関する策定・評価・検証などの審議を行うため、芦屋町観光基本構想推進委員会の委員を募集します。

2 周知方法

広報あしや（令和8年9月号）及び芦屋町ホームページに掲載します。

3 募集内容

（1）募集人数 1人

（2）応募資格 令和8年8月25日現在で、次の要件を満たす人

- ・芦屋町に居住または勤務している18歳以上の人
- ・芦屋町議会議員、芦屋町職員（会計年度任用職員を除く）でない人
- ・平日昼間の会議（約2時間、年1回程度）に参加できる人

※計画の見直し時など必要に応じて複数回になる場合があります。

（3）任 期 令和8年12月1日から令和10年11月30日（2年間）

4 応募方法

（1）提出書類 別紙「芦屋町観光基本構想推進委員会応募申込書」に必要事項を記入の上、提出するものとします。

（2）応募受付 直接持参、郵送、ファックス、または電子メールにより提出できるものとします（郵送の場合は必着）。

5 公募期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月17日（木）

6 活動内容

町長の諮問に応じ、芦屋町観光基本構想に関する必要な事項の調査及び審議を行います。

※町の規定により、報酬および費用弁償をお支払いします。

7 選考方法

（1）決定方法 提出いただいた申込書に基づいて選考します。募集人員を超える応募があった場合には、委員会全体のバランスにより選考し、町長が決定します。

（2）決定通知 決定後速やかに応募者全員に個別に結果を通知します。

8 提出及び問い合わせ先

〒807-0198 芦屋町幸町 2 番 20 号

芦屋町役場 産業観光課商工観光係

TEL : 093-223-3542

FAX : 093-223-3927

E メールアドレス : kanko@town.ashiya.lg.jp